

役員等報酬規程

社会福祉法人 福陽会

(理事報酬及び監事報酬)

第一条 理事会、経営会議他諸会議等に出席した非常勤の理事・監事については、報酬として1日7,795円を支払う。

- 2 監事が会計監査に出席した場合、報酬として1日11,137円を支払う。
- 3 理事長並びに施設職員を兼務する理事については第1項を適用しない。
- 4 第1項の報酬は理事会の都度、現金支給とする。

(評議員報酬)

第二条 評議員会に出席した非常勤の評議員については、報酬として1日7,795円を支払う。

- 2 前項の報酬について、年間報酬上限は年50,000円とする。
- 3 第2項の報酬上限の期間は会計年度とする。
- 4 第1項の報酬は評議員会の都度、現金支給とする。

(出張報酬)

第三条 非常勤の理事、監事及び非常勤の評議員が業務のために出張する場合には、次のとおり報酬、宿泊費、交通費を支払う。

報酬－1日につき7,795円、 宿泊費－実費、 交通費－実費

- 2 理事長並びに施設職員を兼務する理事については前項のうち報酬部分については適用しない。
- 3 第1項の報酬は出張の都度、現金支給とする。

(理事長報酬)

第四条 常勤の理事長に対する理事長報酬を次のとおり支給する。

名 称	月 額	賞 与	年 収
理事長報酬	975,000円	年4,300,000円	16,000,000円

(副理事長報酬)

第五条 常勤副理事長（社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事）に対する副理事長報酬は、当面の間、無報酬とする。

(改正)

第五条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

(施行)

本規程は、平成29年4月1日より施行する。